

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 24 回定例総会議事録

令和 7 年 6 月 2 5 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 24 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 7 年 6 月 2 5 日（水）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 2 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はっ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 第 65 回企業的農業経営顕彰事業における候補者の推薦について (資料 1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料 2)
合計 3 件 (内訳: 4 条関係 1 件、5 条関係 2 件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料 3)
合計 2 件

3 その他

- (1) じゃがいも収穫体験について (資料 4)

4 次回日程

日 時 令和 7 年 7 月 2 5 日 (金) 午後 2 時 0 0 分 開会
場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室 (赤塚庁舎 3 階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	中妻 じょうた	委員
	木村 博之	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	河崎 啓	農政主査
	橋本 陣	書記

事 務 局 長	只今より、第２５期第２４回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、中妻じょうた委員、木村博之委員を指名させていただきます。 それでは、協議事項（１）第６５回企業的農業経営顕彰事業における候補者の推薦について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書 記	１ページ、資料１をご覧ください。概要ですが、主催は一般社団法人東京都農業会議でございます。 推薦の条件としまして、今年度から条件が緩和されまして、①７年以上営農している４０歳以上の方である。②年間農業収入がおおむね５００万円以上の方、又は、耕種農家で、１０ａあたりの農業収入が７０万円以上であること、又は、候補者が認定農業者であること、というところで、②の、年間農業収入がおおむね５００万円以上の方以外の条件が今回変更となった部分でございます。 推薦期限は８月２９日までとなっており、表彰式は来年２月１８日の農業者大会にて実施されます。過去の受賞者は２ページ、３ページに記載のとおりです。被推薦者ですが、運営委員会で協議した結果、記載した方をご推薦したいと考えております。 説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	この方は主に何を栽培されていますか。
事 務 局 長	シャインマスカット等のぶどうを栽培されています。
会 長	農地面積はどれくらいありますか
書 記	約３，８００平方メートルです。
会 長	他に何かご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、採決に入りたいと思います。資料記載の方の推薦について、賛成の方は挙手をお願いします。

	(賛成者多数) 賛成者多数のため、候補者の推薦をお願いいたします。 続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局 長	それでは、資料2、4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和7年5月11日から同年6月10日までに届出があったもの、1件でございます。 専決番号1、土地の所在が中台三丁目1579番20及び1579番21の2筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は合計で214平方メートル、転用の目的は個人住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、4ページ下段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、緑小学校の北西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は戸建て住宅となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
会 長	4条関係1件について何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、続いて5条関係について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局 長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和7年5月11日から同年6月10日までに届出があったもの、2件でございます。5ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が赤塚三丁目311番1及び311番4の2筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は何れも不耕作地となっています。 面積は、合計で409平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、6ページ上段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚小学校の南西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は戸建て住宅となっており、今後建て替えて木造3階建ての分譲住宅が建築予定です。説明は以上でございます。

会 委 書	長 員 記	専決番号1番について何か、ご意見、ご質問等はございますか。 譲渡人の数が多い理由を教えてください。 土地の所有者が亡くなり、相続において、順位第1位の子がおらず、第2位の親も亡くなっており、第3位の兄弟も多くが亡くなっており、亡くなった兄弟の子どもが多数のため、13名という人数になったと聞いております。
会	長	他に何かご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、続いて専決番号2について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長		続きまして、専決番号2、土地の所在が高島平五丁目21番22の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況も畑となっています。面積は163平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、6ページ下段の専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線西高島平駅の南側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書	記	現況は畑となっております。今後、木造2階建ての分譲住宅2棟を建築予定となっております。工事は令和7年7月に着工し、同年12月に完了予定です。 説明は以上でございます。
委	員	この農地は生産緑地地区に指定されている、もしくはされていたという記録はありますか。
事 務 局 長		生産緑地地区に指定するための面積要件に満たないため、指定はございません。
会	長	他に何かご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項(2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長		それでは、7ページ、資料3をご覧ください。令和7年5月11日から同年6月10日までに東京法務局 板橋出張所より照会のあったものが2件ございます。

書 記	番号1、土地の所在が小茂根二丁目100番3、登記簿上の地目は畑、面積は76平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、6月3日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を6月9日に東京法務局 板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、8ページ上段、番号1の案内図において、矢印が指しているところ、筑波大学付属桐ヶ丘特別支援学校の西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。 現況は、戸建て住宅となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
会 長	専決番号1番について何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	法務局から照会が来る理由はどういった理由ですか。
事 務 局 長	法務局側で、登記上の地目と現況の差異について確認が必要になった際に、問い合わせがくるものになります。
会 長	他に何かご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、続いて専決番号2について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	続きまして、番号2、土地の所在が赤塚四丁目1049番5の1筆で、登記簿上の地目は畑、面積は131平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、6月9日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を6月10日に東京法務局 板橋出張所に回答しております。 概ね位置は、8ページの下段の番号2の案内図において、矢印が指しているところ、成増厚生病院の南側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、戸建て住宅となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
会 長	専決番号1番と2番について、農業委員会事務局にはまとめて照会が

書 記	くるのですか。
委 員	本件 2 件に関しては、別々に照会の依頼がありました。
会 長	地目が畑で、農地の転用手続きを経ずに転用し、宅地等を建てている場合、罰則等の規定はありますか。 罰則の規定はありません。 他に何かご意見、ご質問はありますか。 特にないようですので、続きまして、その他（１）じゃがいも収穫体験について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは 9 ページ、資料 4 をご覧ください。 毎年、板橋区民農園農芸指導員の会の皆様にご協力をいただき実施している事業でございます。実施日時は、一般申込が令和 7 年 6 月 14 日（土）午前 9 時～午後 2 時、団体申込は、6 月 15 日（日）～19 日（木）と 22 日（日）の午前中で募集いたしました。実施会場は、赤塚五丁目 22 番、農業体験農園で、収穫株数は約 2,021 株、参加費は 2 株 500 円としています。 申込状況ですが、団体申込が 34 団体、992 名、一般申込が 979 グループ 1,553 名でした。一般申込みは定員 450 名で募集しておりましたので、抽選とさせていただいた結果、当選 287 グループ 451 名、落選 692 グループ 1,102 名となりました。 実施状況といたしましては、一般申込は 265 グループ 423 名と、9 割近くの方にご参加いただきました。また、団体申込はほとんどが保育園の申込みでございまして、猛暑によりキャンセルが心配されましたが、比較的気温が低めだった 6 月 20 日の予備日に 7 団体が変更して実施し、キャンセルは 1 団体のみとなりました。 今年度、収穫体験事業実施にあたっての変更点といたしましては、収穫株数を 3 株から 2 株に変更いたしました。その理由としましては、近年参加希望者が増加していることから、より多くの方に参加していただけるように収穫株数を減らして定員を増やしたこと、および、参加者に適正な負担を求めるために見直しを行ったことによるものでございます。 最後にじゃがいもの出来具合ですが、品種は「とうや」を使っていますが、今年度は 5 月に涼しい日が多かったこと、および、昨年度の農業まつり終了後から、染宮委員のご指導のもと、スキル講習会および農のサポーター活動の一環として、緑肥を育ててすき込んでいただいたこと

	により、じゃがいもの生育が良く、1株で1キログラム前後の収量がありました。そのため、ご参加いただきました皆様にも、楽しんでいただけたのではないかと、思っております。 じゃがいも収穫体験の様子をご紹介させていただきたいと思いますので、モニターをご覧ください。 説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等がございますか。
委 員	団体分の体験料は、団体参加人数×500円の金額ですか。
農政担当係長	団体によって収穫する株数が異なるため、収穫する株数分の料金（2株あたり500円）になります。
委 員	2株500円という料金は、通常販売されているじゃがいもと比較し、差異のない価格ですか。
事 務 局 長	収穫体験という体験料も含まれていることも併せて、収穫量から勘案し、差異はないと考えています。
委 員	回答いただいたとおり、参加申し込みを多くいただいているというのは、参加者が納得されている料金であると思いますので、非常に良い事業だと思います。
会 長	昨年度の参加申し込み状況はどうでしたか。
農政担当係長	145世帯、247名の申し込みで、例年定員を超える申し込みをいただいておりますが、昨年度については全員当選となっております。
会 長	昨年度と比べて、申し込みが増えた要因はありますか。
農政担当係長	昨年度までは申し込みは、往復ハガキのみでしたが、今年度から、区ホームページから、電子による申請受付を行いました。 結果、より申し込みがしやすくなったのではないかと考えております。 申し込み状況につきましても、圧倒的に電子での申し込みが多く、電子申請が934件、往復ハガキが45件という結果になっております。
会 長	その他、何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となります。

全体を通して、何かございますか。
特にないようですので、これもちまして第24回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後2時46分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 7月17日(木) 午後2時00分
- ・定例総会 7月25日(金) 午後2時00分